

# アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務委託に関する 公募型プロポーザル応募要領

## 1 委託業務名

アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務

## 2 選定の方法

アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務を実施するに当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定するもの。

## 3 委託業務の概要

### (1) 業務内容

アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務委託基本仕様書（以下、「基本仕様書」という。）を参照のこと。

### (2) 委託期間（予定）

契約締結日から令和4年10月31日（月）まで

### (3) 支出予定委託料（定額払い）

3,080千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### (4) 委託者

小樽市

### (5) 支払方法

受託業者は、業務完了後に提出する報告書等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託業者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

### (6) 契約保証金

上記（3）の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 4 日程及び期限

内 容	日程・期限
公募開始（公告）	令和4年6月1日（水）
仕様書等の交付	令和4年6月1日（水）～令和4年6月15日（水）
質問の受付	令和4年6月8日（水）午後5時20分まで
質問の回答	令和4年6月10日（金）までに回答
参加申込書等の提出期限	令和4年6月15日（水）午後5時20分まで
企画提案審査会開催	令和4年6月23日（木）予定
審査結果の通知	令和4年6月27日（月）予定
委託契約の締結	令和4年7月上旬予定

## 5 仕様書等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロード

[市ホームページ] <https://www.city.otaru.lg.jp/>

## 6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (2) 市内に本社・本店・主たる事務所を有している法人等であること。
- (3) 小樽市に納税義務がある者の場合、小樽市に対して法人等として滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

## 7 基本仕様書等に関する質問の受付及び回答

基本仕様書等について不明な点がある場合には、質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

- (1) 受付方法  
質問書（様式7）を、ファクシミリ又は電子メールで令和4年6月8日（水）午後5時20分までに「12 提出先・問合せ先」へ送信すること。また、送信後に、電話で着信を確認すること。
- (2) 回答方法  
質問書への回答については、令和4年6月10日（金）までに行うものとする。  
なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。

## 8 参加申込書等の提出

- (1) 提出方法  
小樽市産業港湾部商業労政課まで持参又は郵送すること。
- (2) 提出書類
  - ① 企画提案参加申込書（兼応募資格審査申請書）（様式1）
  - ② 法人等の概要（様式自由、ただしA4判（タテヨコ自由）とする。）

- ③ 企画提案書（様式2）
  - ④ 業務実施体制（様式3）
  - ⑤ 見積書（様式4）
  - ⑥ 使用印鑑届（様式5）
  - ⑦ 誓約書（様式6）
  - ⑧ 登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
  - ⑨ 小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
  - ⑩ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
  - ⑪ 決算報告書等（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）
- ※なお、令和3年度・4年度の小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録のある参加申込者は、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪の提出を省略することができます。

(3) 提出部数

- ・(2)の①、⑥～⑪は各1部
  - ・(2)の②～⑤は各10部
- (③企画提案書及び⑤見積書は正本1部のみ押印し、残り9部は複写とする。)

(4) 提出期限

令和4年6月15日（水）午後5時20分  
 ※提出期限後の参加申込書等の差し替え、再提出は認めない。

(5) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、企画提案審査会の実施日の前日までに参加辞退届（様式8）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、企画提案審査会実施日の前日までに到着すること。）。)

(6) 留意事項

- ① 業務実施体制（様式3）は当該業務に従事するもの全員について記入すること。また、業務体制全体図やフロー図（任意様式）も併せて提出すること。
- ② 企画提案書（様式2）は基本仕様書を参照の上、別紙（任意様式）で下記の事項を記載すること。
  - ・調査を依頼する団体について
  - ・調査項目について
  - ・分析方法について
  - ・想定している外部専門家について
  - ・その他提案事項（独自提案など特にアピールしたい事項等）
- ③ 企画提案書に添付する業務工程表（任意様式）は、実施スケジュールが具体的にわかるように記載すること。
- ④ 見積書（様式4）は、具体的な積算内訳書を添付すること。なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

## 9 選定方法等

### (1) 審査体制

小樽市職員で構成する選考委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

### (2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、総合点数により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。なお、総合点数が同じ場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

### (3) 企画提案審査会の実施

令和4年6月23日（木）を予定。

発表時間は1事業者につき40分以内（内容説明20分以内、質疑応答20分以内）とする。詳細な日時・場所については後日、様式9により通知する。

### (4) 評価項目

別紙「アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容」のとおり。

### (5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 参加申込書等の提出までに「6 参加資格」を満たさない場合
- ② 契約当日までに「6 参加資格」を満たさなくなった場合
- ③ 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ④ 提出書類に虚偽があった場合
- ⑤ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑥ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ 提案者が企画提案審査会に出席しない場合
- ⑧ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

### (6) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、企画提案審査会に参加する事業者を選定することがある。

### (7) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書（様式10又は11）により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

## 10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

## 1 1 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及び企画提案審査会出席等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

## 1 2 提出先・問合せ先

小樽市 産業港湾部 商業労政課（別館4階）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：0134-32-4111 内線277・265

ファクス：0134-33-7432

電子メール：[syogyo-rosei@city.otaru.lg.jp](mailto:syogyo-rosei@city.otaru.lg.jp)

**アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務  
公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容**

評価項目（合計100点）	配点
<b>1. 業務遂行能力について（20点）</b>	
（1）事業実施の実績 同種・類似事業の受託実績があるか。	10点
（2）事業実施体制の確保 業務内容を理解し、適正な実施体制が整えられているか。	10点
<b>2. 企画提案内容について（70点）</b>	
（1）調査を依頼する団体 消費者の意見を幅広く反映するような構成となっているか。	10点
（2）調査項目 新型コロナウイルス感染症の消費者への影響、消費者の意識変化等を確認し、商店街等の新たな経営戦略・販売戦略の構築に活用してもらうための調査項目となっているか。	20点
（3）分析方法 調査結果を踏まえ、ウイズコロナ、アフターコロナ時代において、商店街等の新たな体制の構築や進むべき方向性を提案できる分析方法となっているか。	20点
（4）想定している外部専門家 外部専門家は、調査結果を適切に分析し、商店街等の新たな経営戦略・販売戦略を提言できる能力を備えているか。	10点
（5）その他・提案事項 事業趣旨に合致し、本事業の有効性を高める提案内容となっているか。	10点
<b>3. 見積内容について（10点）</b>	
（1）見積内容 費用対効果、提案者の見積額に対し、次の式により算出する。※小数点以下切捨て (提案者のうち最も低い見積額) / (当該提案者の見積額) × 10点	10点

※ 合計点の半分の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。